

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）新旧対照表

改正案（平成20年3月議会提出案）	現 行																
<p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 市長は、使用料（<u>病院駐車場の使用料を除く。</u>）を納める資力がないと認める者に対しては、<u>当該使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、病院事業上特に必要があると認める者に対しては、病院駐車場の使用料を減免することができる。</u></p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="143 683 1115 1193"> <thead> <tr> <th>病院駐車場を利用する者の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者等</td> <td>入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。</td> </tr> <tr> <td>患者等以外の者</td> <td>入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要 この表の規定により計算した病院駐車場の使用料の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。</p>	病院駐車場を利用する者の区分	金額	患者等	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。	患者等以外の者	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。	備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。		<p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 市長は、使用料を納める資力がないと認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1193 683 2166 1193"> <thead> <tr> <th>病院駐車場を利用する者の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者等</td> <td>入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。</td> </tr> <tr> <td>患者等以外の者</td> <td>入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要 この表の規定により計算した病院駐車場の使用料の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。</p>	病院駐車場を利用する者の区分	金額	患者等	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。	患者等以外の者	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。	備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。	
病院駐車場を利用する者の区分	金額																
患者等	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。																
患者等以外の者	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。																
備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。																	
病院駐車場を利用する者の区分	金額																
患者等	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え8時間までは100円とし、以後8時間までごとに100円とする。																
患者等以外の者	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは300円とし、以後1時間までごとに300円とする。																
備考 患者等とは、病院において診療を受ける患者、その付添者及び面会者その他市長が病院事業上必要があると認める者をいう。																	